

令和六年政令第五号

令和六年能登半島地震による災害について
の特定非常災害及びこれに対し適用すべき
措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保
全等を図るための特別措置に関する法律（平成八
年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前
段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一
項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政
令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全
等を図るための特別措置に関する法律（以下
「法」という。）第二条第一項の特定非常災害と
して令和六年能登半島地震による災害を指定
し、同年一月一日を同項の特定非常災害発生日
として定める。

（特定非常災害に對し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に對し適用すべき措
置として、法第三条から第七条までに規定する
措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害に對し適用すべき措
置として、法第三条から第七条までに規定する
措置を指定する。

（特定義務の不履行に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四
条第一項の政令で定める特定義務の不履行につ
いての免責に係る期限は、令和六年六月三十日
とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措
置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五
条第一項の政令で定める日は、令和七年十二月
三十一日とする。
(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に關
する措置に係る地区及び期日)

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六
条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地
震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十
八号）が適用された同法第二条第一項に規定す
る災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の
政令で定める日は、令和六年九月三十日とす
る。
(調停の申立ての手数料の特例に関する措置に
係る地区及び期日)

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七
条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地
震による災害に對する措置に係る地区とする。

震に際し災害救助法が適用された同法第二条第
一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

第一条の特定非常災害についての法第七条の
政令で定める日は、令和八年十二月三十一日と
する。

2

附 則

この政令は、公布の日から施行する。